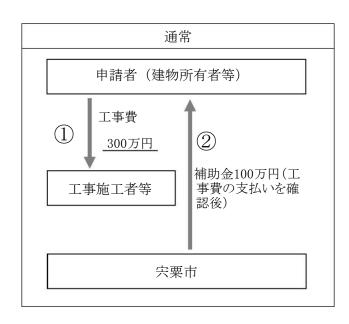
耐震改修促進事業の代理受領制度について

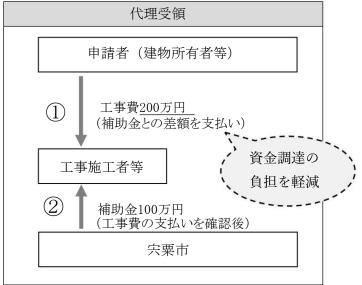
1. 代理受領制度とは

代理受領制度とは、申請者からの委任により、事業者(耐震改修計画策定や耐震改修工事等を行う業者)が申請者の代わりに補助金を受領する制度です。

この制度の活用により、申請者は工事等代金と補助金との差額のみを事業者に支払うことになり、当初の費用負担が軽減されます。

○代理受領のイメージ(300万円の耐震改修工事を行い、100万円の補助金を受ける場合。)





○代理受領をすることができる補助メニュー

耐震改修促進事業のうち、下記の補助メニューで代理受領制度を活用することができます。

- □ 住宅耐震改修計画策定費補助
- □ 簡易耐震改修工事費補助
- □ シェルター型工事費補助
- □ 防災ベッド等設置費補助

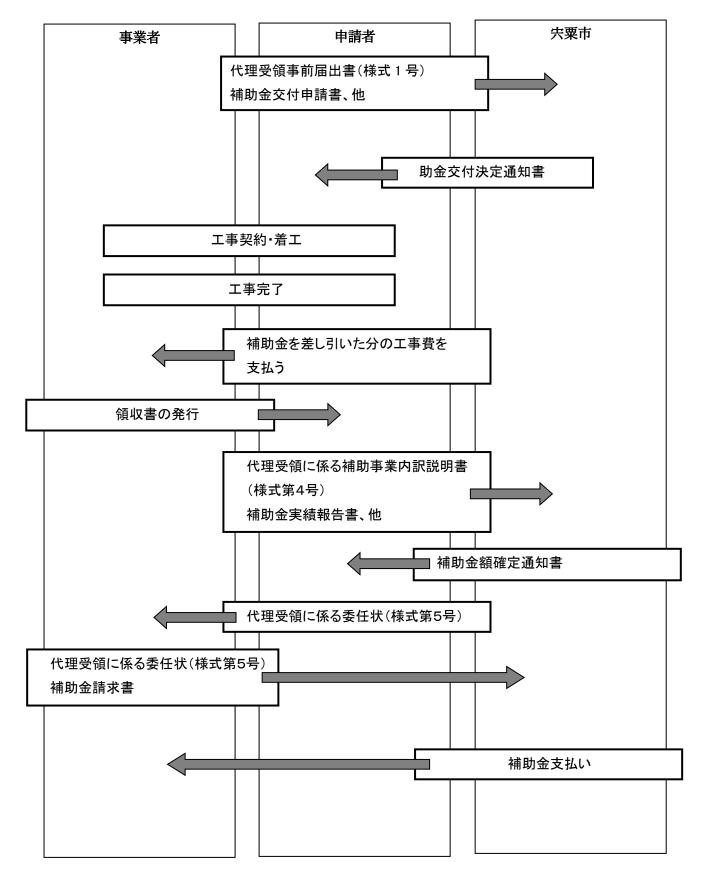
- □ 耐震改修工事費補助
- □ 屋根軽量化工事費補助
- □ 建替工事費補助

2. 注意事項

- ・申請者(委任者)と事業者(受任者)が代理受領制度を理解し、合意した上で利用してください。
- ・代理受領制度を利用される場合は、補助金交付申請の際に「代理受領事前届出書」を提出してください。
- ・代理受領に関する手続きの流れについては、裏面をご覧ください。

2. 代理受領の手続きの流れ

代理受領制度を活用する場合の手続きの流れは次のとおりです。 補助金の申請には別途交付申請等の手続きが必要となります。



【お問合せ・申込先】宍粟市住宅土地政策課(市役所2階)™0790-63-3106